

第1号発議案

新潟県スポーツの推進に関する条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成31年2月18日

|     |             |             |            |             |             |             |         |            |            |            |          |            |
|-----|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|---------|------------|------------|------------|----------|------------|
| 提出者 | 小中高矢皆榆桜金柄帆三 | 林村橋野川井井谷沢苧富 | 一康直雄辰甚国正謙佳 | 大司揮学二雄一彦三治一 | 石松宮石富小西早中渡星 | 坂原崎塚樫島川川野辺野 | 良悦一洋吉惇伊 | 浩道男健成隆吉秀洸夫 | 斎笠青横佐佐岩尾小石 | 京原柳尾藤藤村身野井 | 四義正幸卓良孝峯 | 郎宗司秀之純一昭生修 |
|-----|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|---------|------------|------------|------------|----------|------------|

新潟県議会議長 沢野 修 様

# 新潟県スポーツの推進に関する条例

スポーツは、県民の心身の健康の保持増進、運動能力の向上、精神的な充足感の獲得等に寄与するとともに、ふるさと新潟で育ったスポーツ選手のひたむきに取り組む姿と活躍によって、県民に夢と感動を与え、地域社会に活力を生み出すなど、大きな力を有している。

また、スポーツを行い、観覧し、又は支えることは、家族、仲間等との触れ合いはもとより、地域の連帯感を育み、希薄化した人間関係がもたらす様々な弊害を抱える現代社会において、その絆を再構築するうえで欠かせないものとなっている。

このようなスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、私たちは、スポーツが有する県民生活及び地域社会における意義について理解を深め、スポーツに関する施策を効果的に推進することにより、心身の健康の保持増進による県民の健康寿命の延伸、心豊かで活力に満ちた県民生活の形成及び地域の特性を生かした魅力ある社会の実現に取り組むことを決意し、ここに条例を制定する。

## (目的)

**第1条** この条例は、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務及びスポーツ関係団体等（競技団体、スポーツ産業の事業者その他のスポーツの振興のための活動を行う個人又は団体をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を効果的に推進し、もって心身の健康の保持増進による県民の健康寿命の延伸、心豊かで活力に満ちた県民生活の形成及び地域の特性を生かした魅力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

## (基本理念)

**第2条** スポーツの推進は、県、市町村、スポーツ関係団体等の適切な役割分担及び相互の連携並びに県民の理解と協力の下に、次の事項を基本として、行われなければならない。

- (1) 県民が生涯にわたり体力、適性、健康状態等に応じて、スポーツを行い、観覧し、又は支えることができ、その価値及び意義を実感できること。
- (2) スポーツを通じて、心身の健康の保持増進による健康寿命の延伸が図られるとともに、スポーツを行う者の安全の確保に必要な配慮がなされること。
- (3) スポーツを通じて、子どもの心身の成長の過程における体力及び運動能力の向上が図られるとともに、社会性、規範意識等が養われ、豊かな人間性が育まれること。
- (4) 障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮がなされるとともに、スポーツが障害者の自立及び社会参加を促進すること。
- (5) スポーツ選手の育成、指導者の養成及び資質の向上、スポーツの施設及び設

備の整備又は有効活用等競技水準の向上に資する環境の整備が図られること。

(6) 豊かな自然環境を活用したスポーツの普及が図られること。

(7) スポーツを通じて、県民の一体感及び活力の醸成並びに人と人との交流の促進が図られること。

(県の責務)

**第3条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツの推進に関する施策を実施する責務を有する。

(市町村への支援及び協力)

**第4条** 県は、スポーツの推進に果たす市町村の役割の重要性に鑑み、市町村が実施するスポーツの推進に関する施策について、必要な支援及び協力を行うものとする。

(スポーツ関係団体等の役割)

**第5条** スポーツ関係団体等は、基本理念にのっとり、それぞれの実情に応じてスポーツの普及及び持続的発展の推進、競技水準の向上等スポーツの推進に資する活動に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ関係団体等は、県及び市町村が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の協力)

**第6条** 県民は、基本理念にのっとり、スポーツが有する県民生活及び地域社会における意義について理解を深め、県及び市町村が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

**第7条** 県は、スポーツに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(生涯スポーツの推進)

**第8条** 県は、県民が生涯にわたり体力、適性、健康状態等に応じて、スポーツを行い、観覧し、又は支えることができるよう、多様なスポーツに参加する機会の確保、地域においてスポーツを行うための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(健康寿命の延伸)

**第9条** 県は、スポーツを通じた心身の健康の保持増進、体力の向上、疾病の予防等による県民の健康寿命の延伸に寄与するため、適切な情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全で安心なスポーツの推進)

**第10条** 県は、県民が安全で安心してスポーツを行うことができるよう、スポーツにおける指導者その他指導的立場にある者による選手への暴力等の行為を防止し、並びにスポーツ事故その他スポーツによって生ずる外傷、障害等の防止及び軽減を図ることとし、スポーツの指導者等の研修の実施、スポーツにおける安全の確保に関する知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(子どものスポーツの推進等)

**第11条** 県は、体力及び運動能力の向上並びに社会性、規範意識等が養われ、豊かな人間性が育まれるよう、市町村、学校、スポーツ関係団体等、家庭及び地域社会と連携し、子どもがスポーツに積極的に参加することができる環境の整備その他の子どものスポーツの推進に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、学校における体育及び運動部活動等の持続的発展の推進を図るため、地域の実情に応じた環境の整備、児童及び生徒の発達段階に応じた体育及び運動部活動等に関する指導の充実、地域におけるスポーツの指導者の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者のスポーツの推進等)

**第12条** 県は、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、その障害の種類及び程度に応じて、スポーツに参加する機会の提供、安全の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障害者の自立及び社会参加を促進するため、障害者の行うスポーツの普及に関し配慮するものとする。

(競技水準の向上)

**第13条** 県は、県のスポーツ選手（県内に活動の拠点を置き、又は現に居住し、若しくは居住していたスポーツ選手をいう。以下同じ。）がオリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会又は全国的な規模のスポーツの競技会において、健全な心身の下に優秀な成績を収めることができるよう、県のスポーツ選手及びその指導者の計画的な育成、ドーピングの防止、スポーツ医・科学（医学、歯学、生理学、心理学、力学、栄養学等のスポーツに関する諸科学をいう。）の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツ施設等の整備又は有効活用)

**第14条** 県は、県民のスポーツを行う場の充実を図るため、市町村と連携して、スポーツの施設及び設備の整備又は有効活用に資する取組その他の必要な施策を講ずるものとする。

(自然環境を活用したスポーツの普及)

**第15条** 県は、豊富な積雪に加え、海、山、川等の多様な自然環境を活用したスポ

ーツの普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(県民の一体感及び活力の醸成等)

**第16条** 県は、スポーツを通じて、県民の一体感及び活力の醸成を図るため、県民と県のスポーツ選手等との交流、県のスポーツ選手又は県内に活動の拠点を置くスポーツチームが出場する競技会の観覧の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、スポーツを通じて、人と人との交流の促進を図るため、スポーツの競技会の開催及び合宿の誘致その他の必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

**第17条** 県は、スポーツに関する施策を効果的に推進するため、県、市町村、学校、スポーツ関係団体等、県民等が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。

(公表)

**第18条** 知事は、毎年度、スポーツの推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表するものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

原案可決  
全会一致

第2号発議案

## 賀 詞

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成31年2月21日

提出者 議会運営委員長 横尾 幸秀

新潟県議会議長 沢野 修 様

## 賀 詞

天皇陛下におかせられましたは 本年 御即位30年を  
お迎えになられましたことは 慶賀にたえないところで  
ございます

この間 常に国民の幸せと世界の恒久平和を希求  
なされましたことに 謹んで拝謝の誠を捧げますとともに  
新潟県議会は 県民を代表して 慶祝の意を表します

平成31年2月21日

新 潟 県 議 会

原案可決  
全会一致

第3号発議案

## 新潟県議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成31年3月19日

提出者 議会運営委員長 横尾幸秀

新潟県議会議長 沢野 修 様



## 新潟県議会委員会条例の一部を改正する条例

新潟県議会委員会条例（昭和31年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には当該移動後号細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加号細目を除く。）に改める。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p><b>第1条</b> 県議会に常任委員会を置き、その名称、委員の定数及びその所管は次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 産業経済委員会 13人</p> <p>ア <u>産業労働部</u>の所管及びこれに関連する各種の事項</p> <p>イ <u>観光局</u>の所管及びこれに関連する各種の事項</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p><b>第1条</b> 県議会に常任委員会を置き、その名称、委員の定数及びその所管は次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 産業経済委員会 13人</p> <p>ア <u>産業労働観光部</u>の所管及びこれに関連する各種の事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> |

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

原案可決

全会一致

第4号発議案

## 拉致被害者全員の一刻も早い救出を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成31年3月19日

提出者 総務文教委員長 宮崎悦男

新潟県議会議長 沢野修様

## 拉致被害者全員の一刻も早い救出を求める意見書

本年2月27日及び28日に、2回目となる米朝会談がベトナムのハノイにおいて開催され、報道によれば、トランプ米大統領は安倍総理の意向を受け、拉致事件に関する問題提起を行ったとされている。北朝鮮による拉致被害者家族会と支援団体の救う会は、本年2月17日に、金正恩朝鮮労働党委員長に対し、全拉致被害者の即時一括帰国が実現するのであれば、帰ってきた拉致被害者から秘密を聞き出して国交正常化に反対する意志はないとのメッセージを発表している。平成9年に家族会が結成されて以来、22年間の運動期間中で北朝鮮の最高指導者に向けてメッセージを出すのは初めてであり、激論の末に拉致被害者全員の即時帰国を願っての苦渋の判断であったと推察される。

何の罪もない人々が北朝鮮に拉致されたことは、人権侵害はもとより、我が国の主権に関わる重大な問題であり、国の責任において、即刻解決されなければならないことは言うまでもないところである。拉致被害者家族は高齢化しており、もはや一刻の猶予も許されるものではない。

よって国会並びに政府におかれては、拉致事件の解決に向けて、米国をはじめとする国際社会と連携し、外交交渉はもとよりあらゆる手法を駆使して、拉致被害者全員の一刻も早い救出に向けて全力を尽くすよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月19日

新潟県議会議長 沢野 修

|          |       |
|----------|-------|
| 衆議院議長    | 大島理森様 |
| 参議院議長    | 伊達忠一様 |
| 内閣総理大臣   | 安倍晋三様 |
| 外務大臣     | 河野太郎様 |
| 内閣官房長官   | 菅義偉様  |
| 拉致問題担当大臣 | 菅義偉様  |

第5号発議案

地方創生の推進に資する万全な財政措置を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成31年3月19日

提出者 松原良道 横尾幸秀 高橋直揮  
笠原義宗 矢野学 皆川雄二  
富樫一成 桜井甚一

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 沢野 修 様

# 地方創生の推進に資する万全な財政措置を求める意見書

本県は、平成16年の中越大震災、平成19年の中越沖地震により、多くの一般住宅が損壊するとともに、道路をはじめとするインフラ施設も甚大な被害を受けたことにより、復旧・復興と防災・減災のための多額の財政支出を続けてきた。また、急峻な地形を抱え全国5位の面積を有する本県は、その地形特性から道路改良率は全国平均を下回り、通学路における歩行空間の未整備箇所やすれ違い困難箇所も多く存在し、道路施設の老朽化も進むなど、県民の安全・安心を確保するための多額の財源を確保しなければならない状況にある。さらに、本県をはじめとする積雪寒冷地域においては、道路除雪などの雪寒事業に対して交付金や除雪補助による支援があるものの、近年のような大雪に見舞われた際には、道路の除雪費に加えて維持補修費もかさむため、財政を圧迫する要因となっている。

本県は、現在、昨年6月に就任した花角知事の下、一段加速した防災・減災対策の推進、健康立県の実現、起業・創業の推進、交流人口の拡大の4つの柱を基本に、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を目指しているが、地方経済はいまだ本格的な景気回復に至っているとは言い難く、積極的な施策を展開するための財源の確保に苦慮しているところである。加えて、県民の快適で安全な雪国の生活の確保と地域の持続的発展のためには、総合的・効率的・恒常的に施策を推進することが何より重要であるが、そのための費用負担が増大する傾向にあることに鑑みれば、自助努力のみでは必要な財源を確保することが困難となっていることは明白である。

よって国会並びに政府におかれては、本県をはじめとする地方公共団体の実情を十分に考察し、地方交付税の算定を行うとともに地方創生の推進に資する万全な財政措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月19日

新潟県議会議長 沢野 修

|          |        |
|----------|--------|
| 衆議院議長    | 大島理森様  |
| 参議院議長    | 伊達忠一様  |
| 内閣総理大臣   | 安倍晋三様  |
| 財務大臣     | 麻生太郎様  |
| 総務大臣     | 石田真敏様  |
| 国土交通大臣   | 石井啓一様  |
| 地方創生担当大臣 | 片山さつき様 |

## 第6号発議案

## 厚生労働省の統計調査問題に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成31年3月19日

|     |      |      |      |      |      |      |    |    |    |    |    |    |
|-----|------|------|------|------|------|------|----|----|----|----|----|----|
| 提出者 | 笠原義宗 | 矢野井甚 | 横尾幸秀 | 皆川雄二 | 高橋直揮 | 富樫一成 |    |    |    |    |    |    |
| 賛成者 | 石松   | 坂原   | 良    | 浩道   | 斎宮   | 京崎   | 四悦 | 郎男 | 中青 | 村柳 | 康正 | 司司 |
|     | 石松   | 原塚   | 辰    | 道健   | 小岩   | 林島   | 一  | 大隆 | 佐佐 | 藤藤 | 卓  | 之純 |
|     | 榆西   | 井川   | 洋吉   | 雄吉   | 尾小   | 村身   | 良孝 | 一昭 | 柄帆 | 谷沢 | 国正 | 彦三 |
|     | 早中   | 川野   | 吉    | 秀洸   | 石安   | 野井   | 峯  | 生修 | 三志 | 沢富 | 謙佳 | 治一 |
|     | 渡星   | 辺野   | 惇伊   | 夫佐   | 小安   | 沢木   | 峰  | 子郎 | 佐  | 田藤 | 邦浩 | 男雄 |
|     | 渋片   | 谷野   | 明    | 治猛   | 小    | 島    | 太義 | 徳  |    | 藤  | 久  | 雄  |
|     | 重    | 川    | 隆    | 広    |      |      |    |    |    | 藤  |    |    |

新潟県議会議長 沢野 修 様

第8号発議案

児童虐待の根絶に向けた万全な体制の構築を  
求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成31年3月19日

|     |     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 提出者 | 石 坂 | 浩 | 横 | 尾 | 幸 | 秀 | 高 | 橋 | 直 | 揮 |   |
|     | 笠 原 | 宗 | 矢 | 野 | 甚 | 学 | 皆 | 川 | 雄 | 二 |   |
|     | 富 樫 | 成 | 桜 | 井 |   | 一 |   |   |   |   |   |
| 賛成者 | 斎 京 | 四 | 郎 | 中 | 村 | 康 | 司 | 松 | 原 | 良 | 道 |
|     | 宮 崎 | 悦 | 男 | 青 | 柳 | 正 | 司 | 石 | 塚 | 辰 | 健 |
|     | 小 林 | 一 | 大 | 佐 | 藤 | 卓 | 之 | 榆 | 井 | 辰 | 雄 |
|     | 小 島 | 良 | 隆 | 佐 | 藤 | 国 | 純 | 西 | 川 | 洋 | 吉 |
|     | 岩 村 | 孝 | 一 | 金 | 谷 | 正 | 彦 | 早 | 川 | 吉 | 秀 |
|     | 尾 身 | 峯 | 昭 | 柄 | 沢 | 謙 | 三 | 中 | 野 | 惇 | 洸 |
|     | 小 野 | 孝 | 生 | 帆 | 刈 | 佳 | 治 | 渡 | 辺 | 伊 | 夫 |
|     | 石 井 | 峯 | 修 | 三 | 富 | 邦 | 一 | 星 | 野 | 佐 | 夫 |
|     | 安 沢 | 浩 | 子 | 志 | 田 | 隆 | 男 | 青 | 木 | 太 | 郎 |
|     | 佐 藤 | 久 | 雄 | 片 | 野 |   | 猛 | 小 | 島 | 義 | 徳 |
|     | 藤 藤 |   | 雄 | 重 | 川 |   | 広 |   |   |   |   |

新潟県議会議長 沢 野 修 様